

●対象Ⅱ申込時に次の全てに当てはまる方①市内にお住まいのひとり親②養育費の取り決めの対象となる20歳未満の児童を養育している③過去1年以内に養育費の取り決めを行い、公正証書等を作成した等 ●補助対象経費Ⅱ養育費取り決めのための公正証書等作成費用や、家庭裁判所への調停申し立て費用等(公証人手数料、収入印紙代、郵便切手代、戸籍謄本等添付書類取得費用(上限5万円)) ●養育費保証契約保証料補助 ●対象Ⅱ申込時に次の全てに当

相続登記の申請が義務化されます 4月1日から、相続による不動産の取得を知ってから3年以内の登記申請が法律で義務付けられます。正当な理由なく申請しない場合は、10万円以下の過料が科される可能性があります。詳しくは仙台法務局ホームページ <https://houmukyoku.moj.go.jp/sendai/>をご覧ください。 お問い合わせください。 問仙台法務局不動産登記部門 ☎225・5767、仙台市財産管理課 ☎214・1278

養育費に関する公正証書等作成促進補助 ●対象Ⅱ申込時に次の全てに当てはまる方①市内にお住まいのひとり親②養育費の取り決めの対象となる20歳未満の児童を養育している③過去1年以内に養育費の取り決めを行い、公正証書等を作成した等 ●補助対象経費Ⅱ養育費取り決めのための公正証書等作成費用や、家庭裁判所への調停申し立て費用等(公証人手数料、収入印紙代、郵便切手代、戸籍謄本等添付書類取得費用(上限5万円)) ●養育費保証契約保証料補助 ●対象Ⅱ申込時に次の全てに当

## いずみ墓園を貸し出します

申込受付期間 4月8日(月)～5月8日(水)

### ①一般・芝生・個別集合墓所

墓所	永代使用料	管理料
一般墓所(4㎡)	450,000円	3,640円(年間)
芝生墓所	380,000円	5,800円(年間)
個別集合墓所	210,000円	90,400円(永代)

●一般墓所・芝生墓所は1世帯につき1区画のみ(場所は抽選) ●個別集合墓所は個人専用の墓所のため、1区画につき1人分の利用

### ◆申し込み資格等

●【一般墓所・芝生墓所】お墓の管理ができる市民の方 ●【個別集合墓所】次のいずれかに該当する市民の方(ア)申込者が自己のために使用する(イ)申込者が自己および親族のために複数の区画を使用する(ウ)申込者が親族の遺骨を納めるために使用する

### ②合葬式墓所

区分	埋蔵方式	永代使用料・永代管理料計
生前申し込み(1人)または遺骨(1体)	すぐに合葬	47,400円
		89,400円
生前申し込み(2人)	10年保管後合葬	178,800円
生前申し込み(1人)+遺骨(1体)		
遺骨複数体	すぐに合葬	47,400円×体数
		38,000円+9,400円×体数
市営墓地からの改葬	★市民の方 ★市民以外	57,000円+9,400円×体数

●★は申込者の区分 ●申し込み多数のときは抽選

### ◆申し込み資格等

●【生前申し込み】令和6年5月8日時点で満65歳以上の市民の方 ●【遺骨の申し込み】親族の遺骨(埋蔵済みを含む)を保有している市民の方 ●申し込みは申込者1人につき1件まで ●他にも要件あり。詳しくは市ホームページをご覧ください

※いずれも●所在地＝泉区朴沢字九ノ森1-1 ●申し込み前に見学をおすすめします(開園時間8:30～16:30。土・日曜日、祝日も開園) 問4月8日から市役所本庁舎1階総合案内・6階保健管理課、区役所総合案内、総合支所、証明発行センター、北山霊園、葛岡墓園、いずみ墓園で配布する申込書に必要書類を添えて郵送

★市営墓地返還墓所の再貸し出しについて 「葛岡墓園」の返還墓所は、秋期に再貸し出しの募集を行う予定です。

問保健管理課 ☎214・8204

本年度の「市政出前講座「マ集」ができました

市民の皆さんが準備した会場に市の職員が伺い、市の施策や事業について分かりやすく説明する「市政出前講座」を実施しています。本年度は11分野132のテーマを準備しました。 テーマ集は、市役所本庁舎2階市政情報センター、区役所総合案内、総合支所等で配布するほか、市ホームページでもご覧いただけます。 問広聴課 ☎214・6132

搬入できません 問今泉工場 ☎289・4671、葛岡工場 ☎277・5399

窓口サービスアンケートの集計結果がまとまりました

市では、昨年11月13日から12月1日までの間、市役所各庁舎区役所、市民利用施設等で窓口サービスアンケートを実施し、2348件の回答をいただきました。アンケートは、接遇や手続きの利便性等に関する9項目について行い、全ての項目で9割以上の方から「満足」または「まあまあ満足」という評価を受けました。

詳しいアンケート結果は、市ホームページまたは市役所本庁舎2階市政情報センター等でご覧いただけます。

問行政経営課 ☎214・1207

ため池や用水路では遊ばないでください

4月下旬から9月中旬にかけて、農業用水路に大量の水が流れます。ため池や用水路の水量が多くなるため、毎年、数多くの水難事故が発生しています。子どもたちがため池や水路の周辺で遊ばないよう、地域の皆さんのお声掛けをお願いします。また、ごみの不法投棄防止にもご協力をお願いします。

問農業土木課 ☎214・7328

## 税のお知らせ

■固定資産税・都市計画税の納税通知書の発送について

令和6年度の固定資産税・都市計画税の納税通知書は、4月1日(月)に発送します。納税通知書には課税明細書を添付していますので、課税内容をご確認ください。

問下表の担当課まで

対象	資産所在区	担当課	電話番号
土地・家屋	青葉区	北固定資産税課	(土地) ☎214-8596 (家屋) ☎214-8604
			(土地) ☎214-8597 (家屋) ☎214-8605
	宮城野区・若林区	南固定資産税課	(土地) ☎214-8689 (家屋) ☎214-8694
			(土地) ☎214-8690 (家屋) ☎214-8695
償却資産	全区	資産課税課	☎214-8619

■固定資産税の減額特例適用期間が終了する新築住宅の税額について

床面積などが一定の要件に該当する住宅については、新築住宅の減額特例措置の適用により、新築後3年度分(3階建て以上の中高層耐火・準耐火建築物である住宅は、5年度分)に限り、床面積120㎡までの税額を2分の1に減額しています。

令和2年(3階建て以上の中高層耐火・準耐火建築物である住宅は、平成30年)に新築した住宅への減額特例措置の適用は、令和5年度で期間が満了となりますので、令和6年度分の固定資産税は、本来の税額となります。

問北固定資産税課【青葉区】☎214・8604【泉区】☎214・8605、南固定資産税課【宮城野区・若林区】☎214・8694【太白区】☎214・8695

■固定資産税・都市計画税の納期限は4月30日(火)です

令和6年度固定資産税・都市計画税の第1期分は、4月30日(火)までにお近くの金融機関などで納めてください。また、口座振替をご利用の方も4月30日(火)に振り替えになります。

問収納管理課 ☎214・1010

### ■市税の証明書を発行します

区役所、総合支所、証明発行センター、仙台駅前サービスセンターでは、市税の納税証明書・課税証明書などの各種証明書(有料)を発行します。令和6年度分の証明書の発行時期は、次のとおりです。

証明書	発行時期
固定資産課税台帳登録事項証明書(評価証明・公課証明)	4月1日(月)から
市県民税課税証明書(給与から差し引かれる方)、非課税証明書	5月中旬から
市県民税課税証明書(納税通知書で納める方、年金)	6月中旬から

※証明発行センター、仙台駅前サービスセンターでは発行できない証明書がありますので、事前にご確認ください

問税制課 ☎214・8622、区役所税務会計課、宮城総合支所税務住民課、秋保総合支所総務課(☎は9ページ)

### ■市税の納め忘れはありませんか

令和5年度分の市税の納め忘れはありませんか。納付が難しい場合は早急にご相談ください。円滑な市政運営のため、期限内の納付にご協力をお願いします。

問北徴収課【青葉区】☎214・8152【泉区】☎214・5027、南徴収課【宮城野区・若林区】☎214・8153【太白区】☎214・8154

道路不具合通報システムを「活用」ください

道路に関する不具合に気付いた時に、スマートフォンアプリを利用し、手軽に市に通報できる「道路不具合通報システム」の運用を行っています。 通報の対象は道路の穴・段差、側溝の破損等、市が管理する道路の不具合に関するもので、道路拡幅など、新たな整備の要望は対象外です。また、倒木など緊急を要する場合は、区役所・

宮城総合支所道路課、秋保総合支所建設課にご連絡ください。 投稿の仕方など詳しくは、市ホームページをご覧ください。 問道路保全課 ☎214・8381

就学援助制度のご案内

市立小・中学校および仙台青陵中等教育学校(前期課程)に通学している児童生徒の保護者で、経済的な理由により就学にお困りの方に、学用品費・給食費等の一部を援助します。 ●対象Ⅱ児童扶養手当を受給している世帯、生活保護が停止・廃止された世帯、家族の総所得

額が家族人数と年齢構成ごとに算定される基準額を下回る方など 申通学している市立小・中学校または仙台青陵中等教育学校へ 問学事課 ☎214・8861

はかりの定期検査

取引や証明に使用しているはかりは、2年に1度検査を受けなければなりません。本年度は宮城野区、若林区、泉区が対象です。なお、検査は仙台市指定定期検査機関の宮城県計量協会が行います。

問宮城県計量協会 ☎236・3044、消費生活センター ☎268・7040